



山形県公報

令和6年4月12日(金)
第494号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 介護医療院の開設の許可……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……471
- 同……………(同) ……同
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同) ……472
- 山形県産業創造支援センターの利用料金……………(産業創造振興課) ……同
- 山形県指定有形文化財の指定……………(県民文化芸術振興課) ……475
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……476
- 公有水面埋立ての免許……………(空港港湾課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……477
- 道路の位置の指定の変更……………(村山総合支庁建築課) ……478
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(市町村課) ……479
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……同
- 同……………(同) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第324号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。
令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護医療院の開設者の名称 又は氏名	介護医療院の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
医療法人杏山会	吉川記念病院 介護医療院 長井市成田1888番1	介護医療院サービ ス	令和 6. 3. 25

山形県告示第325号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。
令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護医療院の開設者の名称 又は氏名	介護医療院の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
小国町立病院	小国町立病院介護医療院 西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目 1番地	介護医療院サービ ス	令和 6. 3. 29

山形県告示第326号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設の名称 及び所在地	サービスの種類	辞退の効力 発生日
医療法人杏山会	吉川記念病院 長井市成田1888番1	介護療養施設サー ビス	令和 6. 3. 24

山形県告示第327号

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

イ 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の利用料金の額

種 別 及 び 面 積		利 用 料 金 の 額	
		1月につき	1日につき
研究開発室	8平方メートル	20,800円	600円
	40平方メートル	104,000円	3,400円
	68平方メートル	176,800円	5,800円
	81平方メートル	210,600円	7,000円
	135平方メートル	351,000円	11,700円
新規創業室	8平方メートル	12,000円	400円
	40平方メートル	60,000円	2,000円
	68平方メートル	102,000円	3,400円
	81平方メートル	121,500円	4,000円

	135平方メートル	202,500円	6,700円
指定駐車場	12平方メートル	3,000円	100円

備考

- 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 2 研究開発室又は新規創業室（以下「研究開発室等」という。）の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

ロ 研究開発室及び新規創業室の利用料金の額の特例

研究開発室等の使用の許可を受けた者が次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当する場合の利用料金の額は、研究開発室等（当該許可に係る研究開発室等が複数あるときは、その面積が最大であるもの）の1室分の利用料金に限り、イにかかわらず、同表の左欄に掲げる区分及び同表の中欄に掲げる種別及び面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

区 分	種 別 及 び 面 積	利 用 料 金 の 額		
		1 月 に つ き	1 日 に つ き	
(イ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が、当該許可の有効期間の満了の日の翌日から研究開発室の使用の許可を受けて当該研究開発室を使用する場合であって、当該研究開発室の使用を開始した日から2年を経過していないとき。	研究開発室	40平方メートル	77,000円	2,500円
		68平方メートル	130,900円	4,300円
		81平方メートル	155,925円	5,100円
		135平方メートル	259,875円	8,600円
(ロ) 研究開発室の使用の許可を受けた者が当該研究開発室を使用する場合（(イ)に該当する場合を除く。）	研究開発室	8平方メートル	19,800円	600円
		40平方メートル	99,000円	3,300円
		68平方メートル	168,300円	5,600円
		81平方メートル	200,475円	6,600円
		135平方メートル	334,125円	11,100円

(ハ) 8平方メートル又は40平方メートルの新規創業室の使用の許可を受けた者であって指定管理者が適当と認めるものが、当該新規創業室を使用する場合であって、当該新規創業室の使用を開始した日から3年を経過していないとき。	新規創業室	8平方メートル	6,600円	200円
		40平方メートル	33,000円	1,100円
(ニ) 新規創業室の使用の許可を受けた者が当該新規創業室を使用する場合（ハ）に該当する場合を除く。）	新規創業室	40平方メートル	55,000円	1,800円
		68平方メートル	93,500円	3,100円
		81平方メートル	111,375円	3,700円
		135平方メートル	185,625円	6,100円

備考

- 1 研究開発室及び新規創業室の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。
- 2 研究開発室等の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

ハ 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の利用料金の額

種別及び面積		単位	利用料金の額	
			休館日以外の日 の午前9時から午後 5時まで	左記以外の時間
多目的ホール	170平方メートル	1時間当たり	2,200円	5,300円
視聴覚室	135平方メートル		1,800円	4,900円
会議室	81平方メートル		900円	2,200円
	140平方メートル		1,800円	4,400円

備考

- 1 140平方メートルの会議室を半面のみ使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用時間において、当該使用の開始の時刻から1時間ごとに区分した時間に、休館日以外の日午前9時から午後5時までの間の時間とそれ以外の時間とにまたがるものがある場合は、当該時間は休館日以外の日午前9時から午後5時までの間の時間とみなす。

(2) 設備

区 分		単 位	金 額
出力設備	デジタルフルカラー複写機	1枚当たり	カラーで出力した場合にあっては60円、白黒で出力した場合にあっては10円
	大型紙対応カラープリンタ		日本産業規格B0の用紙を用いる場合にあっては2,700円（大学の学生、高等学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「大学生等」という。）が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,500円）、日本産業規格A0の用紙を用いる場合にあっては1,800円（大学生等が、その作品の印刷のため当該用紙を用いる場合にあっては、1,000円）
視聴覚設備	データプロジェクター	1時間当たり	100円

2 適用期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第328号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
彫刻の部	木造千手観音菩薩立像及び脇侍木造毘沙門天立像、脇侍木造不動明王立像	3 軀	宗教法人 正法寺	東村山郡中山町大字長崎449番地
歴史資料の部	旧西田川郡役所塔時計	1 式	宗教法人 常念寺	鶴岡市睦町1番1号
歴史資料の部	西村山郡役所文書	88冊	山形県	山形市松波二丁目8番1号

山形県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号

3 認可年月日

令和6年4月4日

山形県告示第330号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知をすべきところ、登記した権利を有する者の所在が不明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を白鷹町役場の掲示場に掲示した。

令和6年4月12日

山形県知事 吉村 美栄子

1 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字下山字柱ノ澤1157-7、1160-34

2 森林に関し登記した権利を有する者の氏名

保証責任荒砥信用販売購買利用組合

3 通知の要旨

令和6年1月30日付け県告示第77号により、上記の森林を保安林予定森林にした。

なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備えおいて縦覧に供する。）

山形県告示第331号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和6年4月12日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉村 美栄子

1 免許年月日

令和6年3月25日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

山形県

山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子

山形市緑町四丁目3番9号

3 埋立区域

(1) 位置

酒田市高砂229番地及び230番地に接する国有海浜地並びに同231番地及び236番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 古湊三等三角点（北緯38度57分00秒 東経139度49分28秒）

①の地点 基点 から 249度13分30秒 1,399.14メートルの地点

②の地点 ①の地点から 21度54分00秒 643.86メートルの地点

③の地点 ②の地点から 111度53分51秒 15.08メートルの地点

④の地点 ③の地点から 21度54分00秒 6.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 111度54分01秒 162.81メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 201度50分19秒 649.86メートルの地点

(3) 面積

115,746.12平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

酒田市高砂229番地及び230番地に接する国有海浜地並びに同231番地、234番地、236番地、238番地、241番地、242番地、244番地、245番地及び246番地の地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点のうち、㊶の地点から㊸の地点までを順次に結んだ線及び㊶の地点と㊸の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 古湊三等三角点（北緯38度57分00秒 東経139度49分28秒）

- ㊶の地点 基 点 から 248度50分03秒 1,681.79メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から 21度54分00秒 1,056.26メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から 111度54分00秒 582.19メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から 201度54分00秒 85.00メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から 291度54分00秒 130.00メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から 201度54分00秒 115.00メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から 291度54分00秒 50.00メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から 201度54分00秒 656.26メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から 111度54分00秒 180.00メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から 201度54分00秒 200.00メートルの地点

(3) 面 積

481,865.80平方メートル

- 5 埋立地の用途
作業基地用地

山形県告示第332号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 2 届出の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	同左	令和 6. 4. 15
福島県郡山市中町11番5号	同左	
群馬県高崎市八島町262番地	同左	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	同左	
千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3号	同左	
東京都新宿区新宿一丁目8番1号	同左	
神奈川県横浜市西区高島二丁目12番6号	同左	
長野県長野市南県町1082番地	同左	
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	同左	

三重県四日市市浜田町12番18号	同左
大阪府大阪市中央区南本町三丁目4番15号	同左
島根県松江市中原町6番地	同左
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号	同左
広島県広島市中区八丁堀15番6号	同左
香川県高松市亀井町2番地1	同左
愛媛県松山市三番町七丁目13番地13	同左
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号	福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目7番22号
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号	同左
長崎県長崎市万才町3番4号	同左
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	同左
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	同左

山形県告示第333号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有（村）第93号
- 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
指定の場所	東根市神町西五丁目9336-58、9336-61及び9336-62の各番地	東根市神町西五丁目9336番58、9336番66、9336番69
道路の現況	延長 82メートル	延長 57.73メートル

- 3 変更年月日 令和6年4月5日

山形県告示第334号

次の開発行為は、完了した。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和5年10月27日 指令村総建第225号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市神町西五丁目9336番7、9336番61の一部、9336番67、9336番68の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東根市一本木二丁目4番17号 株式会社小田島不動産

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、委託者に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年3月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 54,378,955円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
山形県広報誌「県民のあゆみ」年間予定数量 2,451,000部（年6回発行）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721
- 3 落札者を決定した日 令和6年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
藤庄印刷株式会社 山形市あこや町三丁目18番30号
- 5 落札金額 1部当たり15.73円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和6年2月16日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
 - (1) A重油 60,000リットル
 - (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 498,000リットル
 - (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 106,000リットル

- (4) 灯油（ドラム缶納入分） 6,000リットル
- (5) レギュラーガソリン（大型タンクローリー車納入分） 24,000リットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2720
- 3 落札者を決定した日 令和6年4月2日
- 4 落札者の名称及び所在地
高橋石油株式会社 天童市大字高木787
- 5 落札金額
1の(1)から(5)までのそれぞれについて次のとおり。
 - (1) 91,850円
 - (2) 93,280円
 - (3) 93,280円
 - (4) 104,500円
 - (5) 151,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和6年2月16日

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
令和 6. 4. 1	号外（9）	7	下から12	第11条第1項中第2号を削り、	第11条第1項中「第4号及び第7号」を「第3号及び第6号」に、「第6号」を「第5号」に、「第8号ハ」を「第7号ハ」に改め、同項中第2号を削り、